平成２９年（フ）第５３１号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原1004
債務者　七戸　雅彦
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５３５号
相模原市南区文京１丁目９番25号　ハイツジョーA103
債務者　堀田　重幸
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５５６号
相模原市中央区田名3186番地　県営田名堀之内団地２号棟406号室
債務者　鳥羽　直子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２５号
高知市西秦泉寺427番地１　イターナル302
債務者　嶋崎　正幸
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４１号
高知市神田2391番地27　フォレスト神田
債務者　鍋島由紀麻
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４０号
千葉県成田市中台４丁目３番地（２棟405号）
債務者　高柳　千春（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６９号
千葉県八街市八街ほ683番地14
債務者　横田　健一
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３７７号
千葉県佐倉市中志津３丁目８番14号
債務者　武井和香子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８８号
千葉県成田市三里塚253番地28（旭ルーミー92―101）
債務者　又吉マイコルこと　ＭＡＴＡＹＯＳＨＩ　ＣＡＤＥＮＡＳ　ＭＡＹＣＫＯＬ　ＪＥＳＵＳ
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０５６号
名古屋市瑞穂区内浜町27番32号　ドール堀田Ⅲ401号、従前の住所名古屋市南区駈上２丁目７番14号
債務者　山本　史朗
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０９０号
愛知県津島市愛宕町１丁目28番地　ヴィラージュアタゴ205号
債務者　中野渡乃乙
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２２号
名古屋市熱田区玉の井町２番26号　アルシュＩＴＯ　204号、従前の住所名古屋市熱田区花町２番10号　現代ハウス金山705号
債務者　上平　頼則
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７８号
名古屋市名東区望が丘284番地　杉の子マンション203号、従前の住所名古屋市名東区香流１丁目520番地　ビアメゾン香流Ｂ－１号
債務者　弘末やよい
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２９号
岡山県倉敷市徳芳1215番地130
債務者　福留智恵美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市福島745番地２　プレジール難波Ａ102、前住所岡山県岡山市北区白石213番地６　プレゼンス白石102号
債務者　藤本　美草
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７２３号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目６番17号　プリムローズＶ108
債務者　磯部　　忍
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係